

写

28動薬第2108号

平成28年9月30日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 理事長 殿

農林水産省動物医薬品検査所長

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
関係事務の取扱いについて」の一部改正について

平素より動物薬事行政の推進に御協力いただき感謝いたします。

さて、平成28年9月30日に「動物用医薬品等取締規則等の一部を改正する省令」
(平成16年農林水産省令第107号)が告示されたことに伴い、「医薬品、医療機器
等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」(平
成12年3月31日付け12動薬A第418号農林水産省動物医薬品検査所長通知)の一部
を別紙新旧対照表のとおり改正することとしましたので、通知します。

つきましては、御了知の上、貴会会員への周知をお願いします。